

## 老朽空き家解体費補助金のご案内

### 【対象空き家】 次のすべての条件に該当する空き家

※認定申請日時点において

- 市内にあり、1年以上使用されていない
  - 床面積の2分の1以上が住宅である
  - 昭和56年5月31日以前に着工された空き家  
(同年6月1日以後に増築された部分があっても問題ありません。)
  - 個人の所有であり、法人の所有ではない
  - 所有者以外の権利者(抵当権等)が設定されていない又は所有者以外の権利者が解体について同意している
  - 市から措置命令(空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項)を受けていない
  - 同一敷地内(同一筆内)に居住者のいる住宅がない
  - 春日井市残置物撤去補助金の交付を受けていない  
《区分所有長屋の場合》
  - 上記の条件をすべて満たす空き住戸
- ※区分所有長屋でない長屋、共同住宅は全戸が1年以上使用されていない必要があります。

### 【対象者】 次のいずれかに該当する者

※暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者に限る

- 空き家の所有者  
(共有名義の場合、解体について共有者全員の同意があること)
- 空き家がある土地の所有者  
(解体について空き家所有者の同意を得ていること)  
《区分所有長屋の場合は、上記に加え次のいずれにも該当する者》
- 解体について残置する長屋の他の所有者に同意を得ていること
- 解体工事に伴う紛争が生じた場合、双方の所有者で責任を持って対処すること

### 【対象工事】 解体業者に依頼して、空き家、当該空き家に附属する工作物(門、塀等)、立木等の全部を解体し、当該敷地を更地とする工事

### 【補助額】 解体工事費用(消費税及び地方消費税を除く。)の額に3分の2を乗じて得た額とし、200,000円を限度とする。 (1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨て)

### 【申請方法】 空き家の解体工事の契約前に認定申請書に必要書類を添付のうへ、住宅政策課に提出してください。

**※予算の範囲内で先着順に受け付けます。**

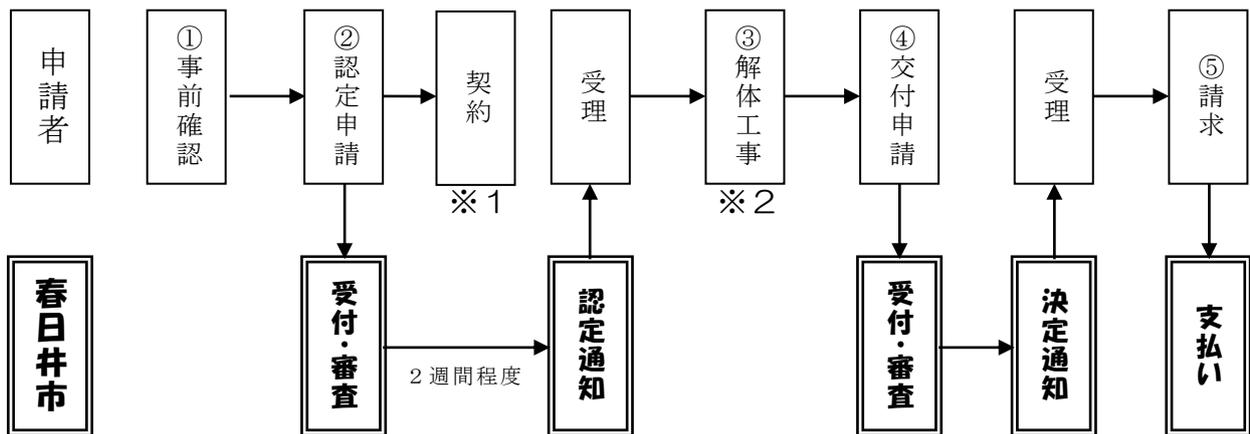


<問い合わせ・申込み先>

春日井市まちづくり推進部住宅政策課空き家対策担当

〒486-8686 春日井市鳥居松町5-44 電話 (0568)85-6572

## ◆ 手続きフロー図



- ※1 解体工事の契約は、認定申請を市が受付した日の翌日から締結できます。  
※2 解体工事は、認定通知日の翌日から着手できます。

## ◆ ①事前確認

### 1 補助の対象となる空き家かどうかの確認

- (1) 補助金交付の対象となる空き家かどうか確認をしてください。
- (2) 必要に応じ、共有者や他の権利者などの同意を取ってください。

### 2 補助の対象となる解体工事の確認

次の事項を確認し、補助金を申請するか検討してください。

- (1) 解体業者に依頼して、空き家、当該空き家に附属する工作物（門、塀等）、立木等の**全部を解体し、敷地を更地にする**必要があります。
- (2) 建設リサイクル法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、適正な分別解体、再資源化、処分等を実施する必要があります。
- (3) 暴力団員又は暴力団関係者が関与する工事でない必要があります。
- (4) 市の他の補助金や公共事業（区画整理等）による移転等の補償対象となっている工事でない必要があります。
- (5) 区分所有長屋の場合、残置する建物を適切に修繕する等、安全を確保する必要があります。

※同一の補助対象空き家において、春日井市残置物撤去補助金と重複して交付を受けることはできません。

## ◆ ②認定申請書の提出（解体工事の契約前）

「①事前確認」を確認し補助金の申請をする方は、**解体工事の契約前に**、市に次の書類を提出してください。

- (1) 認定申請書（第1号様式）
- (2) 空き家の使用状況報告書（第2号様式）※
- (3) 誓約書（第2号様式の2）
- (4) 空き家の登記事項証明書等の所有者及び建築年数が確認できる書類の写し

※市が過去1年分の水道使用量を確認するため、水道契約者の方に空き家が1年以上使用されていないことの確認欄に署名をもらう必要があります。

※昭和56年6月1日以降に建築した場合は、確認済証等の着工日が分かる書類が追加で必要となります。

※区分所有長屋の空き住戸の場合は、区分所有であることを確認できる書類が追加で必要となります。

- (5) 空き家の位置図(住宅地図のコピー等)
- (6) 空き家の外観写真
- (7) 市長が必要と認める書類(必要な場合に限る。)

### ◆ ③解体工事(認定通知を受け取り後)

---

市から認定通知書(第3号様式)を受け取り後、解体工事を実施してください。

**認定通知前に解体工事を行うと補助対象外となります。**

**解体工事の契約は、市が認定申請を受付した翌日から締結できます。**

- (1) 工事請負等契約書又は請書により解体工事契約を締結してください。
- (2) 建設リサイクル法及び廃棄物処理法に基づき、適正な分別解体、再資源化、処分等の実施を解体業者に依頼してください。
- (3) 解体工事完了後、当該敷地の更地の写真を撮影してください。

### ◆ ④交付申請書の提出(解体工事完了後)

---

解体工事が終了し代金を支払った日から30日後の日か、当該年度の3月31日のどちらか早い方の日付までに、市に次の書類を提出してください。

- ▶ 例1: 2025年5月1日に工事代金を支払った場合  
→ 30日後は2025年5月31日 → 年度末(2026年3月31日)より早いため5月31日が期限
- ▶ 例2: 2025年3月5日に工事代金を支払った場合  
→ 30日後は2026年4月4日 → 年度末(2026年3月31日)が早いため3月31日が期限

- (1) 交付申請書(第8号様式)\*

※建設リサイクル法及び廃棄物処理法に基づき、適正な分別解体、再資源化、処分等が実施されたことを証明するため、実施した解体業者の方に解体工事が適正に行われたことの確認欄に署名をもらう必要があります。

- (2) 解体工事の工事請負契約書又は請書の写し
- (3) 請求書の写し(補助対象経費の内訳が分かるもの)
- (4) 領収書等の支払った金額が確認できる書類の写し
- (5) 当該敷地の更地の写真(**撮影日を記載してください**)

### ◆ ⑤請求書の提出(交付決定通知を受け取り後)

---

市から交付決定通知書(第9号様式)を受け取り後、速やかに(概ね一週間程度)請求書(第10号様式)を提出してください。

- (2) 振込口座は、**申請者本人名義の口座**を指定してください。
- (2) 市は、請求書を受領後、30日以内に指定口座に振込みます。市から振込日等の通知は行いませんので、大変お手数ですが、ご自身で入金を確認してください。

### ◆ その他

---

- 1 予算の範囲内で先着順に受け付けします。
- 2 補助対象者は、**空き家(区分所有長屋の空き住戸を含む)1戸につき、1人**です。
- 3 補助金の交付は、**同一会計年度内において、1人につき1回**限りです。

## ◆ よくある質問

### 対象空き家に関すること

- 自身が住んでいる住宅の同一敷地内にある離れが1年以上空き家となっています。離れを解体しますが、補助対象となりますか？  
⇒ 同一敷地（同一筆）内に居住中の住宅がある場合は、補助対象となりません。申請前に分筆し、同一敷地内に居住中の住宅がなくなることで補助対象とできます。
- 昭和56年6月1日以降に建築された建物は対象になりますか？  
⇒ 昭和56年5月31日以前に着工したことが確認できる書類（確認済証等）があれば補助対象空き家となります。
- 昭和56年5月31日以前に建築された建物ですが、昭和60年に増築を行っています。この場合は対象となりますか？  
⇒ 昭和56年5月31日以前に着工されたことが確認できれば、その後増築を行っていても対象となります。
- 登記上の所有者が死亡した自分の父のままですが、対象となりますか？  
⇒ 対象となります。戸籍などの自身が相続人であることが分かる書類を提出してください。また、未登記の場合は、課税明細書（納税通知書に同封）や固定資産名寄帳（市資産税課で入手可。有料）などの所有者及び築年数が分かる書類を提出してください。

### 対象者に関すること

- 同一敷地内に所有者の異なる補助対象空き家が複数あります。所有者全員で申請できますか？  
⇒ 可能です。ただし、当該敷地内の建物、附属物等のすべてを解体し、当該土地を更地にする必要があります。なお、同一会計年度内において、補助金の交付は1人1回までであり、補助金は、当該土地が更地になったことを市が確認した後に交付します。
- 1年以上空き家となっている建物を兄弟3人で相続しました。兄弟で経費を折半して解体すると、それぞれ補助金がもらえますか？  
⇒ 空き家1戸につき、補助金の交付が受けられる方は、1人となります。兄弟でご相談の上、代表者名で申請してください。

### 対象工事に関すること

- 認定申請前に解体工事の契約を締結してもいいですか？  
⇒ 解体工事の契約前に市が認定申請を受付けする必要があるため、契約締結後の申請は補助対象外となります。工事の契約は、市が認定申請を受付けした日（申請者が提出した日と異なる場合があります。）の翌日から締結可能です。なお、解体工事は、市から送付する認定通知日の翌日から着工可能です。
- 自身が行う解体工事は補助の対象となりますか？  
⇒ 申請者自身が行う工事は対象となりません。申請者と工事業者との間で請負契約を交わし、工事代金が支払われた工事が対象となります。
- 元請業者でなく、下請業者が解体します。交付申請書（第8号様式）の解体工事が適正に行われたことの確認欄には、どちらの業者に署名をもらいますか？  
⇒ 申請者と契約している元請業者に署名を依頼してください。なお、契約書や請求書等の添付書類も、申請者と元請業者との契約等が分かる書類を提出してください。
- ブロック塀が隣地との境界杭の真上に建っている（共有になっている）場合も解体する必要がありますか？  
⇒ 隣地等と共有しているブロック塀であれば、共有の工作物のみ残していただいても問題ありません。
- ブロック塀を解体すると隣地や道路に土砂があふれてしまいますが、ブロック塀も解体する必要がありますか？  
⇒ 例えば、土留めとして使用しているブロック塀（擁壁を含む）に関しては、土が溢れない高さまで解体していただければ、対象となります。

### 補助金の交付に関すること

- 売主が春日井市残置物撤去補助金を活用した空き家を購入しました。私（買主）は、春日井市老朽空き家解体費補助金をもらうことができますか？  
⇒ 同一の空き家で、併用して補助金の申請をすることはできません。
- 補助金を工事業者の口座に振り込んでもらうことができますか？  
⇒ できません。補助金の振込口座は、申請者の名義のものとなります。